



島根県報

平成22年3月31日（水）
号外第79号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【病院局規程】

島根県病院局組織規程の一部改正	2
島根県病院局事務処理規程の一部改正	2
島根県病院局の職員の職の設置に関する規程の一部改正	3
島根県病院局職員の給与に関する規程の一部改正	3
島根県病院局職員就業規程の一部改正	4
島根県病院局財務規程の一部改正	5
病院局の特別勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正	6

【病院局訓令】

島根県病院局被服等貸与規程の一部改正	7
--------------------	---

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正	7
---	---

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程**島根県病院局管理規程第1号**

島根県病院局組織規程（平成19年島根県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成22年 3月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第5条中「総務企画スタッフ」を「調整スタッフ
総務企画スタッフ」に改める。

第6条第2項の表県立病院課の項に次のように加える。

企画幹	上司の命を受け、課の事務のうち、特定の事務を掌理する。
-----	-----------------------------

第8条第1項の表事務局の部を次のように改める。

事務局	総務部	総務グループ、給与グループ
	経営部	経営グループ、情報システムグループ、施設管理グループ、業務グループ

第8条第3項の表事務局の項中第13号を第14号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 情報システムに関すること。（情報システム管理室の所掌に属するものを除く。）

第8条第3項の表情報システム管理室の項第1号中「関すること。」の次に「（事務局の所掌に属するものを除く。）」を加える。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

島根県病院局管理規程第2号

島根県病院局事務処理規程（平成19年島根県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

平成22年 3月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第3条中第21号を第22号とし、第7号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 企画幹 組織規程第6条第2項に規定する企画幹をいう。

第4条第2項第1号を次のように改める。

(1) 本局 県立病院課の総務を担当する企画幹

第10条第1項中「庶務担当調整監」を「調整監又は企画幹」に改め、同条第2項中「調整監」を「調整監又は企画幹」に改める。

第11条の見出し中「庶務担当調整監」を「調整監又は企画幹」に改め、同条中「庶務担当調整監が」を「調整監又は企画幹（当該企画幹が掌理する事務に限る。）が」に改め、同条第10号を同条第13号とし、同条第9号の次に次の3号を加える。

(10) 職員（第3条第3号から第7号までに規定する職員を除く。次号及び第12号において同じ。）の旅行を命じ、及び復命を受けること。

(11) 職員の休暇を承認し、欠勤届を受理し、職務に専念する義務を免除し、勤務時間の割振り（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に係るものに限る。）をし、勤務時間の割振りを変更し、部分休業を承認し、又は特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りを行うこと。

(12) 職員の休日及び時間外の勤務を命じ、又は休日の代休日及び時間外勤務代休時間を指定すること。

第17条第1項の表県立病院課長の項を次のように改める。

県立病院課長	1 調整監（当該調整監が掌理する事務に限る。）
	2 企画幹（当該企画幹が掌理する事務に限る。）

第20条の見出し中「庶務担当調整監」を「調整監又は企画幹の」に改め、同条中「庶務担当調整監が」を「調整監又は企画幹が」に改める。

別表第3第12項中「含む。）」の次に「及び子ども手当」を加え、「及びその額」を「並びにその額」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

島根県病院局管理規程第3号

島根県病院局の職員の職の設置に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

別表中「企画幹」の次に「（島根県病院局組織規程（平成19年島根県病院局管理規程第1号）第6条第2項の規定に基づき置かれる企画幹を除く。）」を加え、「栄養士」を「管理栄養士」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

島根県病院局管理規程第4号

島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第9条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前項第1号の規定において管理者が別に定める作業に従事した場合、次の各号に定める額を加算して支給することとし、次の各号の加算の併給はしない。

- (1) 製剤作業は、1日につき370円
- (2) 調製作業は、1日につき740円

第15条第1項中「又は助産師」を「、助産師、薬剤師又は診療放射線技師」に改め、「看護又は助産の」を削り、同条第2項各号を次のように改める。

- (1) その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 6,200円
- (2) その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額
 - ア 深夜における勤務時間が3時間30分以上である場合 3,300円
 - イ 深夜における勤務時間が2時間以上3時間30分未満である場合 2,900円
 - ウ 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,000円

第15条第3項中「又は助産師」を「、助産師、薬剤師又は診療放射線技師」に改める。

第19条第1項第3号中「直接入院させる業務」の次に「（以下「救急外来入院業務」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (5) 医師の資格を有する職員が島根県が実施する代診医派遣制度に基づき、へき地診療所等で勤務をしたとき。

第19条第2項第1号ア中「医師」の次に「又は歯科医師」を、「1時間につき980円」の次に「（管理者が別に定める

救急外来入院業務に従事した場合は、1件につき5,000円)」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) 前項第5号の職員 1日につき20,000円

第23条第1項中「週休日の振替え」を「週休日の振替」に改める。

別表第2のイの表の備考中「及び栄養士」を「及び管理栄養士」に改める。

別表第6の1級の項及び2級の項中「栄養士」を「管理栄養士」に改め、同表の5級の項及び6級の項を次のように改める。

5 級	副科長 ※専門員
6 級	医療技術局長 薬剤局長 医療技術局次長 科長 調整監

別表第7の5級の項中「副看護師長」を「※副看護師長」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表中※印の付された職は、管理者が別に定めることで、1級下位の級に置くことができる。

別表第9を次のように改める。

別表第9（第4条関係）

勤務箇所	職 員	調整数
中央病院	(1) 理学療法士及び作業療法士	2.5
	(2) 言語聴覚士	2.0
	(3) 常時衛生検査業務に従事する病理細菌技術者及び専ら放射線業務に従事する診療放射線技術者	
こころの医療センター	(1) 理学療法士及び作業療法士	2.5
	(2) 常時衛生検査業務に従事する病理細菌技術者及び専ら放射線業務に従事する診療放射線技術者	2.0
	(3) 精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、心理判定員、臨床心理士及び医療社会事業調査員	1.0

備考 この表は、技能労務職員以外の職員に適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

島根県病院局管理規程第5号

島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第6条の見出しを「（週休日の振替及び勤務時間の割振り変更）」に改め、同条第1項及び第2項中「4時間」を「3時間45分又は4時間」に改め、同条第3項中「週休日の振替え（）」を「週休日の振替（）」に改め、「同じ。」の次に「又は3時間45分若しくは」を加え、「割振り変更を行う場合」を「割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行う場合」に、「週休日の振替え又は4時間の勤務時間の割振り変更」を「週休日の振替等」に改め、同条第4項中「週休日の振替え又は4時間の勤務時間の割振り変更」を「週休日の振替等」に改める。

第10条の次に次の2条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第10条の2 管理者は、島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年島根県条例第29号）第14条の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、次条で定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、次条で定める期間内にある第4条第2項、第5条又は第6条第1項の規定により勤務時間が割り振られた日のうち第19条第1項に規定する休日及び第20条第1項に規定する代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(時間外勤務代休時間の指定)

第10条の3 時間外勤務代休時間の取扱については、この規程に定めるもののほか、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）の適用を受ける職員の例による。

第20条第1項中「休日を除く。」を「第10条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。」に改める。

第43条の表第6条の2第1項の項中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

島根県病院局管理規程第6号

島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第90条中「入札期日」の次に「（電子入札（契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札をいう。以下同じ。）にあつては、入札期間の末日）」を加え、同条第4号中「日時」の次に「（電子入札にあつては、入札期間及び開札の日時）」を加える。

第91条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札にあつては、入札期間中に契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより入札しなければならない。

第96条第1項中「置かなければならない。」の次に「ただし、電子入札の場合は、この限りでない。」を加える。

第110条に次の1項を加える。

4 契約担当者は、第1項の規定にかかわらず、見積書の徴取に代えて、契約担当者の使用に係る電子計算機と見積書を徴される者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を徴することができる。

第125条第1項中「年3.4パーセントの」を「島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第71条第1項に定める」に改める。

別表第2費用勘定の表中

			医療技術員給	常勤の薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、衛生検査技師、歯科衛生士、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、栄養士等に対する給料
--	--	--	--------	--

を

			医療技術員給	常勤の薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、管理栄養士等に対する給料
--	--	--	--------	---

に、

			労務員給	常勤の運転技手、ボイラ技手、電話交換手、営繕技手、医療技手、作業手、用務員、調理員等に対する給料
--	--	--	------	--

を

			労務員給	常勤の施設管理技師、営繕技術員、調理師、医療技術員に対する給料
--	--	--	------	---------------------------------

に改める。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

島根県病院局管理規程第7号

病院局の特別勤務職員の勤務時間に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

平成22年 3月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第2条の表を次のように改める。

所属	中央病院						こころの医療センター
職員	医師	看護の業務に従事する職員	栄養管理科に勤務する職員	薬剤科に勤務する職員	放射線技術科に勤務する職員	臨床工学科に勤務する職員	看護の業務に従事する職員
週休日	4週間について4日以上(所属長が職員ごとに指定する。)	同左	4週間について8日(所属長が職員ごとに指定する。)	4週間について4日以上(所属長が職員ごとに指定する。)	同左	4週間について8日(所属長が職員ごとに指定する。)	同左
勤務時間の割振り	1月ごとの変形労働時間制とし、1月を平均して1週間当たりの勤務時間が38時間45分になるように所属長	同左	同左	同左	同左	同左	同左

	が割り振る。						
休憩時間	所属長は、勤務時間が7時間45分の場合60分、11時間30分の場合75分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。	所属長は、勤務時間が7時間45分の場合60分、勤務時間が15時間30分の場合105分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。	所属長は、勤務時間が7時間45分の場合60分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。	所属長は、勤務時間が6時間45分の場合45分、7時間45分の場合60分、勤務時間が7時間45分を超える場合は90分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。	同左	所属長は、勤務時間が7時間45分の場合60分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。	同左

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

島 根 県 病 院 局 訓 令**島根県病院局訓令第1号**

本局
病院

島根県病院局被服等貸与規程（平成19年島根県病院局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

別表の1の表2の項中「栄養士」を「管理栄養士」に改める。

別表の2の表6の項中「栄養士」を「管理栄養士」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

島 根 県 病 院 局 告 示**島根県病院局告示第3号**

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

妊婦健康診査の項中「平成21年3月9日付け健第2017号」を「平成22年3月19日付け健第1802号」に、「平成21年度妊婦一般健康診査」を「平成22年度妊婦及び乳児一般健康診査」に改める。

産後健康診査の項中「4,000円」を「4,500円」に改める。

外来人間ドックの項を削る。

「こころの医療センター

紙おむつ 1枚につき 265円

おむつ使用料の項中 布おむつ 1組につき 145円

を

紙パンツ 1枚につき 100円

尿取りパッド（単独使用の場合） 1枚につき 16円」

「こころの医療センター

紙おむつ 1枚につき 81円

布おむつ 1組につき 131円

紙パンツ 1枚につき 85円

尿取りパッド（小） 1枚につき 16円 に改める。

尿取りパッド（中） 1枚につき 36円

尿取りパッド（大） 1枚につき 62円

おしりナップ 1組につき 202円 」

文書料の項中「診療明細書 1件につき 420円」を削る。